

議案第 9 号

大口町都市公園条例の一部改正について

大口町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）が施行され、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市公園条例の一部を改正する条例

大口町都市公園条例（昭和５７年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の４条を加える。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第３条の２ 法第３条第１項の規定により条例で定める基準は、次条及び第３条の４に定めるところによる。

（住民１人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第３条の３ 都市公園の住民１人当たりの敷地面積の標準は、１０平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民１人当たりの敷地面積の標準は、５平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第３条の４ 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、０．２５ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、２ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、４ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として町内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利

用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第3条の5 法第4条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

第17条中「第15条」を「前条」に改める。

別表第1に次のように加える。

平和記念公園	大口町丸一丁目38番地
--------	-------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大口町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第3条 略 <u>(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)</u> 第3条の2 <u>法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次条及び第3条の4に定めるところによる。</u> <u>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準)</u> 第3条の3 <u>都市公園の住民1人当たりの敷地面積の基準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の基準は、5平方メートル以上とする。</u> <u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u> 第3条の4 <u>次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u> <u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</u> <u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</u> <u>(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。</u> <u>(4) 主として町内に居住する者の休息、観賞、</u>	第3条 略

新	旧
<u>散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</u> <u>2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</u> <u>（公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準）</u> <u>第3条の5 法第4条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。</u> <u>2 法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。</u> （罰則） 第17条 次の各号の一に該当するものに対しては、5万円以下の過料を科することができる。 （1）第5条第1項又は第3項（<u>前条</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をしたもの （2）第7条（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をしたもの （3）第14条第1項又は第2項（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反したもの	（罰則） 第17条 次の各号の一に該当するものに対しては、5万円以下の過料を科することができる。 （1）第5条第1項又は第3項（<u>第15条</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をしたもの （2）第7条（<u>第15条</u>において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をしたもの （3）第14条第1項又は第2項（<u>第15条</u>において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反したもの

(新)

別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	所 在 地
外 坪 公 園	大口町外坪一丁目 6 8 番地
二 ツ 屋 公 園	大口町二ツ屋一丁目 1 8 番地
堀 尾 跡 公 園	大口町堀尾跡一丁目 5 0 番地
余野 1 号公園	大口町余野三丁目 1 3 8 番地
余野 2 号公園	大口町余野三丁目 2 5 6 番地
余野 3 号公園	大口町余野三丁目 5 5 5 番地
余野 4 号公園	大口町余野四丁目 3 0 番地
余野 5 号公園	大口町余野六丁目 8 3 番地
余野 6 号公園	大口町余野五丁目 2 1 9 番地
余野中央公園	大口町余野六丁目 4 3 6 番地
余野 1 号緑地	大口町余野四丁目 2 3 番地
小口城址公園	大口町大字小口字城屋敷 1 2 番地 3
ふれあい池	大口町伝右一丁目 1 6 1 番地
竹 田 公 園	大口町竹田三丁目 4 4 番地
平和記念公園	大口町丸一丁目 3 8 番地

(旧)

別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	所 在 地
外 坪 公 園	大口町外坪一丁目 6 8 番地
二 ツ 屋 公 園	大口町二ツ屋一丁目 1 8 番地
堀 尾 跡 公 園	大口町堀尾跡一丁目 5 0 番地
余野 1 号公園	大口町余野三丁目 1 3 8 番地
余野 2 号公園	大口町余野三丁目 2 5 6 番地
余野 3 号公園	大口町余野三丁目 5 5 5 番地
余野 4 号公園	大口町余野四丁目 3 0 番地
余野 5 号公園	大口町余野六丁目 8 3 番地
余野 6 号公園	大口町余野五丁目 2 1 9 番地
余野中央公園	大口町余野六丁目 4 3 6 番地
余野 1 号緑地	大口町余野四丁目 2 3 番地

小口城址公園	大口町大字小口字城屋敷 1 2 番地 3
ふれあい池	大口町伝右一丁目 1 6 1 番地
竹 田 公 園	大口町竹田三丁目 4 4 番地

改正要旨

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、これまで国が一律で定めていた都市公園の設置基準を参酌し、大口町都市公園の設置基準を条例で定めるため、大口町都市公園条例の一部を改正します。

2 改正の概要

現行基準を参酌して条例に基準を規定します。

(1) 都市公園の設置基準

ア 大口町の区域内及び市街地の区域内における住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区分	標準地（住民1人当たりの都市公園敷地面積）	
	現行基準	大口町基準
大口町の区域内 （都市計画区域内）	10㎡以上	現行基準どおり
うち市街地の区域内 （市街化区域内）	5㎡以上	現行基準どおり

大口町においては、従来から国の基準に基づき整備を進めてきていることから、国が定めている基準どおり条例に規定します。

イ 大口町の都市公園の配置及び規模の基準

都市公園の種類	配置	規模		
		現行基準	大口町基準	
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0. 2 5 h a	現行基準どおり	
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 h a		
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4 h a		
総合公園	広域に居住する者が容易に利用することができるように配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		
運動公園				
広域公園				
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。			

現行の設置基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、国が定めている基準どおりの条例に規定します。

(2) 公園施設の設置基準

都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準

公園施設の建築面積の割合	特例	
	公園施設	建築面積の割合
2 パーセント	教養施設、運動施設、備蓄倉庫等	+ 1 0 パーセント
	歴史的建造物、重要文化財等	+ 2 0 パーセント
	屋根付き広場、屋根付き屋外劇場	+ 1 0 パーセント
	仮設公園施設	+ 2 パーセント

現行の建築面積割合の基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、国が定めている基準どおり条例に規定します。

3 施行期日

平成 2 5 年 4 月 1 日から施行します。